## 公益活動会規第3条第4項に関わる公益活動申告 年度(年4月~年3月)

			申請日	年	月	日
第二東京弁護士会						
会長	様					
		会員氏名				
		登録番号				

私は、以下の職務に就任しておりますので、公益活動を行っているとして申告します。

(正当事由) \*該当するものを○で囲んで下さい。

## 職務内容

- 1 法科大学院の専任教員(みなし専任教員を含む。)
- 2 民事調停委員
- 3 家事調停委員
- 4 任期付公務員
- 5 司法委員
- 6 家事事件手続法第40条の参与員
- 7 地方裁判所の鑑定委員
- 8 人権擁護委員
- 9 公安審査委員会の委員
- 10 法制審議会の委員及び幹事
- 11 民事行政審議会の委員
- 12 保護司
- 13 原子力損害賠償紛争解決センターの仲介委員、調査官、次長、室長補佐その他これに準ずる役職
- 14 地方公共団体の監査委員
- 15 教育委員会の委員
- 16 その他国又は地方公共団体の設置する各種審議会、委員会、審査会、協議会その他の機関の委員等
- 17 その他これらに準ずるものとして常議員会で定める役職 (日本組織内弁護士協会の理事、監事、事務総長及び事務次長)

以上

\* 申告は、前年度と同じ事由であっても毎年度ごとに行う必要があります。

提出先 第二東京弁護士会企画課 FAX:03-3581-2404 (送付状不要)

mail: koueki@niben.or.jp